社会福祉法人尾道厚生会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尾道厚生会(以下「この法人」という。)定 款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以 下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるもの とする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、次の報酬を支給する。ただし、地方公共団体の職員には、 報酬を支給しないものとする。
 - (1)役員等報酬

(役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号に定める額とする。
 - (1)報酬 別表第1に定める額
 - (2)役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人尾道厚生会給与規程に基づき旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規 定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席又は、法人及び施設業務のための出勤した都度、支給する。
- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出の あった立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に 定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、 別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月27日から施行する。

この規則は、平成30年3月28日から施行し、改正後の社会福祉法人尾道厚生会役員等の報酬規程の規定は平成29年4月1日から適用する。

別表第1 (非常勤役員等の報酬)

(1)評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	3,630円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,630円

(2)理事

区 分	日 額
理事会への出席	3,630円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,630円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	3,630円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,630円